

武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の  
計画期間の延長等について

武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）は、平成29年度から令和8年度までの10年間として策定していますが、次期計画は、建築系公共施設の個別施設計画として、関連する武蔵村山市施設保全計画（個別施設計画）（令和3年度～令和12年度）と令和10年度を目途に一体的に策定してまいります。

つきましては、武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の計画期間を2年延長し、終期を令和10年度までとしますので、お知らせします。

なお、新計画策定に向け、本市の公共施設再編に対する基本的な考え方等について整理する必要があることから、令和7年度末を目標に基本方針を策定し、新計画の策定に着手してまいります。